

○ 収支報告書への記載、領収書等の写しの提出、会計帳簿への記載及び領収書等の徴収について  
**【国会議員関係政治団体】**

政治資金規正法施行規則で規定			政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定		
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)	
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	すべての支出について、領収書等の徴収が必要	
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等	(明細を記載) <b>1件1万円を超えるものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載</b>	(添付) <b>1件1万円を超えるものについては、添付必要</b>			
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費					
	事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの					
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載					政治団体にて保存する1万円以下のものについては開示請求により、写しを開示
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類						
機関紙誌の発行 その他の事業費	ア) 機関紙誌の発行事業費…(略) イ) 宣伝事業費…(略) ウ) 政治資金/パーティー開催事業費…(略) エ) その他の事業費…(略)						
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類						
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類						
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費						

※収支報告書提出の際に、登録政治資金監査人による監査が必要

<参考>

○ 収支報告書への記載、領収書等の写しの提出、会計帳簿への記載及び領収書等の徴収について

【資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く）】

政治資金規正法施行規則で規定			政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等	(明細を記載) <u>1件5万円以上のものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載</u>	(添付) <u>1件5万円以上のものについては、添付必要</u>		
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費				
	事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの				
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載			
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類				
	機関紙誌の発行 その他の事業費	ア) 機関紙誌の発行事業費…(略) イ) 宣伝事業費…(略) ウ) 政治資金/パーティー開催事業費…(略) エ) その他の事業費…(略)				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類				
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類				
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費				

【資金管理団体・国会議員関係政治団体以外の政治団体】

政治資金規正法施行規則で規定			政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等				
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費				
	事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの				
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類	(明細を記載) <u>1件5万円以上のものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載</u>	(添付) <u>1件5万円以上のものについては、添付必要</u>	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類				
	機関紙誌の発行 その他の事業費	ア) 機関紙誌の発行事業費…(略) イ) 宣伝事業費…(略) ウ) 政治資金パーティー開催事業費…(略) エ) その他の事業費…(略)				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類				
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類				
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費				